なお、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地が10箇所存在するが、起業者は、京都府教育委員会と協議を行い、必要に応じて記録保存等の適切な措置を講じることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

本件事業は、京都府、奈良県及び大阪府の間に新たな高速交通ネットワークを形成し、一般国道24号の交通混雑の緩和を図ることを主な目的とし、道路構造令（昭和45年政令第320号）による第１種第２級の規格に基づく４車線の高速自動車国道並びに本路線と自動車専用道路とを連結するためのジャンクション及び本路線と一般国道24号とを連結するためのインターチェンジを建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、高速自動車国道本体事業及び一般国道本体事業（以下両事業をあわせて「本体事業」という。）の事業計画は、平成７年７月７日に決定された都市計画と、車線数を除き、基本的内容について整合しているものである。

さらに、本体事業の施行に伴う市道の付替工事の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

４　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

３⑴で述べたように、京都府、奈良県及び大阪府を結ぶ新たな高速交通ネットワークを早期に整備するとともに、できるだけ早期に一般国道24号の交通混雑の緩和を図る必要があると認められる。

また、本路線沿線の自治体の長等からなる関西広域連合より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

⑵　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

５　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　京都府城陽市役所及び京田辺市役所

第６　収用又は使用の手続が保留されている起業地

１　第２の１に係る事業

京都府城陽市寺田今橋地内

２　第２の２に係る事業

京都府城陽市寺田塚本、寺田大林、寺田南三顔及び寺田今橋地内

○国土交通省告示第千二十二号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第十六条第三項の規定により、次の機関を登録講習機関として登録をしたので、同法第十七条の十八第一号の規定により公示する。

平成二十五年十月十六日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　登録年月日　平成二十五年十月七日

二　登録番号　（二）第〇二十号

三　登録講習機関の氏名又は名称　一般社団法人職能研修会

四　住所　神奈川県横浜市神奈川区台町十二番地一　グリーンテラス横浜二階

五　講習業務を行う主たる事務所の所在地　神奈川県横浜市神奈川区台町十二番地一　グリーンテラス横浜二階

六　法人である場合の代表者の氏名　澤　裕子

○国土交通省告示第千二十三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の二十一第三項の規定に基づき、平成十一年建設省告示第千二百八十七号の一部を次のように改正する。

平成二十五年十月十六日

国土交通大臣　太田　昭宏

別表の四の項業務区域欄中「山口県」の下に「、徳島県、香川県、愛媛県、高知県」を加え、同表五の項確認検査の業務を行う事務所の所在地欄中ワをコとし、ワからケまでをカからフまでとし、ヲの次に次のように加える。

ワ　厚木支店　神奈川県厚木市中町二丁目六番十号

同表の七の項確認検査の業務を行う事務所の所在地欄に次のように加える。

ル　岐阜事務所　岐阜県岐阜市薮田南二丁目二番三号

同表の十四の項確認検査の業務を行う事務所の所在地欄中「中央町九番十号創夢第二ビル四階」を「山之口町一番十号」に改め、同表の十六の項業務区域欄中「埼玉県東松山市」の下に「、埼玉県川越市、埼玉県所沢市、埼玉県春日部市、埼玉県蕨市、埼玉県戸田市、埼玉県朝霞市、埼玉県志木市、埼玉県和光市、埼玉県新座市、埼玉県八潮市、埼玉県富士見市、埼玉県三郷市、埼玉県吉川市、埼玉県ふじみ野市、埼玉県入間郡三芳町、埼玉県北葛飾郡松伏町、千葉県千葉市、千葉県市川市、千葉県船橋市、千葉県松戸市、千葉県野田市、千葉県茂原市、千葉県東金市、千葉県柏市、千葉県流山市、千葉県八千代市、千葉県我孫子市、千葉県鎌ケ谷市、千葉県浦安市」を加え、同表の十九の項確認検査の業務を行う事務所の所在地欄中「十六号」を「十八号」に改め、同表の二十の項確認検査の業務を行う事務所の所在地欄中ルをヲとし、へからヌまでをトからルまでとし、ホの次に次のように加える。

ヘ　北千住支店　東京都足立区千住仲町四十番十二号

同表の二十四の項業務区域欄中「三重県」を「埼玉県、千葉県、東京都（島しょ部を除く。）、神奈川県、愛知県、三重県」に改め、「及び和歌山県」を「、和歌山県、岡山県及び広島県の全域」に改める。

○中部地方整備局告示第百七十二号

浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）第十三条第一項の規定に基づき、平成二十五年十月一日付けをもって次のように工場において製造される浄化槽の型式を認定したので、同法第十九条の規定に基づき公示する。

平成二十五年十月十六日

中部地方整備局長　梅山　和成

建築基準法第68条の26第１項の規定に基づき、同法施行令第35条第１項の規定に適合：担体流動循環方式

製造者の住所・氏名	三重県伊勢市御薗町長屋2212　東洋プラント㈱ 代表取締役社長　松平　　仁
工場の所在地及び名称	滋賀県湖南市高松町２－１　㈱クボタ　滋賀工場 沖縄県うるま市具志川3445番地　有限会社　三和工業

認定番号	浄化槽の名称
５－13－Ｈ－003	東洋プラント㈱　ＴＰＺ－５型
〃　　－１	〃　ＴＰＺ－７型
〃　　－２	〃　ＴＰＺ－10型

○中部地方整備局告示第百七十三号

浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）第十六条の規定に基づき、平成二十五年十月一日付けをもって次のように工場において製造される浄化槽の型式の認定を更新したので、同法第十九条の規定に基づき公示する。

平成二十五年十月十六日

中部地方整備局長　梅山　和成